

都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 25 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 28 号

都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

(都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年都留市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 180」に改める。

第 2 条 都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 180」を「100 分の 175」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。